

損益計算書 (平成22年4月1日から平成23年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		2,108,724
資金運用収益		1,259,403
貸出証券の利息		957,181
有価証券の利息		240,380
買入証券の利息		3,708
買入証券の利息		757
買入証券の利息		2,263
買入証券の利息		1,223
買入証券の利息		13,725
買入証券の利息		40,164
信託業務の収益		2,299
信託業務の収益		439,770
受託業務の収益		118,621
受託業務の収益		321,148
特種業務の収益		151,070
商特品の収益		257
特種商品の収益		1,538
特種商品の収益		148,111
特種商品の収益		1,162
特種商品の収益		218,075
特種商品の収益		200,478
特種商品の収益		0
特種商品の収益		9,328
特種商品の収益		8,267
特種商品の収益		38,105
特種商品の収益		21,671
特種商品の収益		203
特種商品の収益		16,230
経常費用		1,513,020
資金調達費用		291,595
預金渡り金		78,517
有価証券の利息		31,897
有価証券の利息		2,499
有価証券の利息		1,814
有価証券の利息		7,247
有価証券の利息		1,164
有価証券の利息		86,105
有価証券の利息		66
有価証券の利息		62,981
有価証券の利息		12,601
有価証券の利息		6,698
役員支那の費用		137,103
役員支那の費用		31,000
役員支那の費用		106,102
役員支那の費用		110,177
役員支那の費用		53,976
役員支那の費用		46,164
役員支那の費用		7,194
役員支那の費用		2,453
役員支那の費用		388
役員支那の費用		738,447
役員支那の費用		235,696
役員支那の費用		19,473
役員支那の費用		70,775
役員支那の費用		1,604
役員支那の費用		107,353
役員支那の費用		352
役員支那の費用		36,139
特別利益		595,704
特別利益		1,863
特別利益		808
特別利益		1,055
特別損失		8,728
特別損失		3,144
特別損失		4,288
特別損失		1,295
税引前当期純利益		588,839
法人税、住民税及び市町村民税、県民税、特別徴収税		42,386
法人税、住民税及び市町村民税、県民税、特別徴収税		125,273
法人税、住民税及び市町村民税、県民税、特別徴収税		167,659
法人税、住民税及び市町村民税、県民税、特別徴収税		421,180

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式（外国株式を含む。）については当事業年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法（ただし、建物以外については定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

なお、社債は償却原価法（定額法）に基づいて算定された価額をもって貸借対照表価額としておりますが、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（企業会計基準実務対応報告第19号 平成18年8月11日）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は496,205百万円であります。

(2) 投資損失引当金

投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券等の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む。）に対する賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を

計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

(6) ポイント引当金

ポイント引当金は、「SMBC ポイントパック」におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグループピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は999百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は960百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

その他有価証券のうち政策投資目的で保有する株式の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(4) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

1. 資産除去債務に関する会計基準

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益は548百万円、税引前当期純利益は1,415百万円減少しております。

2. 企業結合に関する会計基準等

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 最終改正平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 最終改正平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）が平成22年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から各会計基準及び適用指針を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 親会社株式の金額 37,218百万円

2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「国債」に合計900百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は108,267百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは164,062百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は65,802百万円、延滞債権額は721,792百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払

を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は12,327百万円であります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は290,682百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,090,605百万円であります。
なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は619,194百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	68,826百万円
買入金銭債権	1,926百万円
特定取引資産	492,934百万円
有価証券	8,127,624百万円
貸出金	2,053,122百万円
担保資産に対応する債務	
コールマネー	905,000百万円
売現先勘定	503,315百万円
債券貸借取引受入担保金	4,644,092百万円
借入金	3,793,500百万円
支払承諾	115,846百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金28,018百万円、特定取引資産151,582百万円、有価証券21,307,150百万円を差し入れております。

また、「その他の資産」のうち保証金は69,455百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,120,249百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが33,669,906百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極額額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日及び平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 459,237百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 65,147百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,591,056百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債2,050,318百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,948,672百万円であります。
16. 1株当たりの純資産額 50,317円86銭
17. 関係会社に対する金銭債権総額 2,849,414百万円
18. 関係会社に対する金銭債務総額 2,667,347百万円
19. 優先株式の取得

当行は、平成23年2月28日開催の取締役会において、第1回第六種優先株式に関し、当行定款第14条の規定に基づく取得を次のとおり決議し、平成23年4月1日に実施いたしました。

- (1) 取得株式の種類 第1回第六種優先株式
- (2) 取得株式の総数 70,001株
- (3) 取得価額の総額 210,003,000,000円

20. 単体自己資本比率（国際統一基準）21.45%

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	43,394 百万円
役務取引等に係る収益総額	11,647 百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	12,586 百万円
その他の取引に係る収益総額	8,656 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	102,814 百万円
役務取引等に係る費用総額	46,648 百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	17,464 百万円
その他の取引に係る費用総額	92,930 百万円

2. 1株当たり当期純利益金額 3,905円80銭

3. 「その他の経常費用」には、投資損失引当金繰入額13,769百万円及び延滞債権等を売却したことによる損失3,918百万円を含んでおります。

4. 「その他の特別損失」は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額1,295百万円であります。

5. 当事業年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	共用資産 2物件	土地、建物等	22 百万円
	遊休資産 39物件		1,070 百万円
近畿圏	遊休資産 26物件	土地、建物等	3,182 百万円
その他	遊休資産 5物件	土地、建物等	13 百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。

当事業年度は、共用資産及び遊休資産について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「預け金」中の譲渡性預け金、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	38

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,384,266	3,437,088	52,821
	地方債	92,513	94,810	2,297
	社債	215,079	220,355	5,275
	小計	3,691,859	3,752,254	60,394
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	379,873	378,410	△1,463
	地方債	-	-	-
	社債	-	-	-
	小計	379,873	378,410	△1,463
合計		4,071,733	4,130,664	58,930

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
子会社・子法人等株式	61,661	57,873	△3,787
関連法人等株式	57,028	32,867	△24,160
合計	118,689	90,741	△27,948

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額（百万円）
子会社・子法人等株式	1,968,294
関連法人等株式	106,783
その他	34,669
合計	2,109,747

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の	株式	1,283,229	814,590	468,639
	債券	11,598,124	11,498,236	99,888
	国債	9,099,876	9,058,486	41,390
	地方債	78,487	78,116	371
	社債	2,419,760	2,361,634	58,125
	その他	2,906,846	2,813,369	93,476
	小計	15,788,200	15,126,196	662,003
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	842,239	1,035,410	△193,170
	債券	12,705,096	12,733,053	△27,956
	国債	12,356,113	12,380,540	△24,427
	地方債	136,730	138,135	△1,405
	社債	212,253	214,377	△2,124
	その他	4,120,114	4,255,369	△135,254
	小計	17,667,451	18,023,833	△356,382
合計	33,455,651	33,150,030	305,621	

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,153百万円（収益）であります。
2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表 計上額（百万円）
株式	212,986
その他	312,046
合計	525,032

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

	売却額 （百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	34,788	9,889	344
債券	17,310,546	64,124	31,187
国債	16,958,218	61,807	29,912
地方債	131,601	858	633
社債	220,727	1,458	641
その他	18,493,425	147,771	15,576
合計	35,838,760	221,785	47,107

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したのものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。当事業年度におけるこの減損処理額は101,161百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）	うち貸借対照表計 上額が取得原価 を超えるもの （百万円）	うち貸借対照表計 上額が取得原価 を超えないもの （百万円）
その他の金銭の信託	8,875	8,833	42	42	-

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
有価証券償却	554,833 百万円
貸倒引当金	252,034
税務上の繰越欠損金	159,969
貸出金償却	146,983
退職給付引当金	57,210
その他有価証券評価差額金	45,329
減価償却費	8,059
繰延ヘッジ損益	5,976
投資損失引当金	5,594
その他	<u>80,109</u>
繰延税金資産小計	1,316,100
評価性引当額	<u>△786,206</u>
繰延税金資産合計	529,894
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△89,018
退職給付信託設定益	△41,372
退職給付信託返還有価証券	△12,967
その他	<u>△9,635</u>
繰延税金負債合計	<u>△152,994</u>
繰延税金資産の純額	376,899

信託財産残高表

(平成23年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
貸 出 金	237,383	指 定 金 銭 信 託	615,685
証 書 貸 付	237,383	特 定 金 銭 信 託	176,511
有 価 証 券	444,664	金銭信託以外の金銭の信託	220,007
国 債	320,540	有 価 証 券 の 信 託	3,221
社 債	9,107	金 銭 債 権 の 信 託	554,703
株 式	6,066	動 産 の 信 託	45
外 国 証 券	108,700	包 括 信 託	5,919
そ の 他 の 証 券	250		
受 託 有 価 証 券	3,046		
金 銭 債 権	548,973		
住 宅 貸 付 債 権	18,295		
そ の 他 の 金 銭 債 権	530,677		
有 形 固 定 資 産	22		
動 産	22		
無 形 固 定 資 産	7		
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	7		
そ の 他 債 権	2,474		
コ ー ル ロ ー ン	79,427		
銀 行 勘 定 貸	216,171		
現 金 預 け 金	43,638		
預 け 金	43,638		
そ の 他	284		
そ の 他	284		
合 計	1,576,094	合 計	1,576,094

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産はありません。

3. 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

4. 上記以外の自己信託に係る信託財産残高は 57,547百万円であります。

連結貸借対照表（平成23年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	9,077,443	預 金	82,153,464
コーロローン及び買入手形	851,636	譲 渡 性 預 金	8,423,123
買 現 先 勘 定	131,104	コーロマネー及び売渡手形	2,629,407
債券貸借取引支払保証金	4,699,667	売 現 先 勘 定	726,365
買 入 金 銭 債 権	1,076,044	債券貸借取引受入担保金	5,712,348
特 定 取 引 資 産	6,590,920	コマーシャル・ペーパー	337,120
金 銭 の 信 託	19,326	特 定 取 引 負 債	5,209,441
有 価 証 券	39,748,394	借 用 金	8,631,713
貸 出 金	61,959,049	外 国 為 替	256,160
外 国 為 替	1,077,024	短 期 社 債	417,788
リース債権及びリース投資資産	114,560	社 債	3,783,297
そ の 他 資 産	2,643,552	信 託 勘 定 借	216,171
有 形 固 定 資 産	828,698	そ の 他 負 債	3,238,158
建 物	265,159	賞 与 引 当 金	35,592
土 地	464,702	役 員 賞 与 引 当 金	2,001
リ ー ス 資 産	10,737	退 職 給 付 引 当 金	17,383
建 設 仮 勘 定	4,355	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	1,666
その他の有形固定資産	83,743	ポ イ ン ト 引 当 金	2,249
無 形 固 定 資 産	409,917	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	9,923
ソ フ ト ウ ェ ア	183,715	利 息 返 還 損 失 引 当 金	2,600
の れ ん	183,526	特 別 法 上 の 引 当 金	69
リ ー ス 資 産	398	繰 延 税 金 負 債	18,352
その他の無形固定資産	42,277	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	45,698
繰 延 税 金 資 産	568,966	支 払 承 諾	3,862,442
支 払 承 諾 見 返	3,862,442	負 債 の 部 合 計	125,732,541
貸 倒 引 当 金	△ 943,077	（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	1,770,996
		資 本 剰 余 金	2,717,397
		利 益 剰 余 金	929,336
		株 主 資 本 合 計	5,417,730
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	239,717
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 8,921
		土 地 再 評 価 差 額 金	33,294
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 119,696
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	144,394
		新 株 予 約 権	91
		少 数 株 主 持 分	1,420,915
		純 資 産 の 部 合 計	6,983,132
資 産 の 部 合 計	132,715,674	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	132,715,674

連結損益計算書

平成22年4月 1日から

平成23年3月31日まで

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常	収 益	2,711,380
資 金	運 用 収 益	1,485,778
貸 出	金 利 息	1,144,168
有 価 証 券	利 息 配 当 金	248,988
コ ー ル ロ ー ン	利 息 及 び 買 入 手 形 利 息	9,303
買 入	現 先 利 息	2,351
債 券	貸 借 取 引 受 入 利 息	8,429
預 け	金 利 息	18,439
リ ー ス	受 入 利 息	4,369
そ の 他	の 受 入 利 息	49,729
信 託	報 酬	2,299
役 務 取 引	等 収 益	665,109
特 定 取 引	収 益	212,920
そ の 他 業 務	収 益	297,766
賃 割	貸 賦 料 収 入	4,422
そ の 他	の 業 務 上 高 益	7,512
そ の 他	の 経 常 収 益	285,830
		47,505
経常	費 用	1,960,171
資 金	調 達 費 用	268,627
預 譲	金 性 預 金 利 息	107,821
コ ー ル マ ネ ー	利 息 及 び 売 渡 手 形 利 息	31,721
売 債	現 先 利 息	3,787
マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	利 息	2,751
借 用 金	利 息	8,743
短 期 社 債	利 息	1,164
社 債	利 息	23,481
そ の 他	の 支 払 利 息	564
役 務 取 引	等 費 用	66,357
そ の 他 業 務	費 用	22,231
賃 割	貸 賦 原 価	137,944
そ の 他 業 務	費 用	143,012
営 業	の 経 常 費 用	671
そ の 他	の 業 務 費 用	7,066
		135,274
		1,094,576
		316,011
貸 倒 引 当 金	繰 入 額	42,427
そ の 他	の 経 常 費 用	273,583
経 特	常 別 利 益	751,208
固 定 資 産	処 分 益	3,564
負 の の れ ん 発 生	益	882
償 却 の 債 権 取 立	益	100
そ の 他 の 特 別 利 益	益	1,594
		987
特 別 損 失		11,893
固 定 資 産	処 分 損 失	3,998
減 損	損 失	5,272
融 商 品 取 引 責 任 準 備 金	繰 入 額	34
そ の 他 の 特 別 損 失		2,588
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		742,878
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		59,719
法 人 税 等 調 整 額		150,503
法 人 税 等 合 計		210,222
数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		532,656
少 数 株 主 純 利 益		81,823
当 期 純 利 益		450,832

<連結貸借対照表及び連結損益計算書に関する作成方針>

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 153社
- | | |
|--------|--|
| 主要な会社名 | SMB Cファイナンスサービス株式会社
日興コーディアル証券株式会社
株式会社みなと銀行
株式会社関西アーバン銀行
Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe Limited
三井住友銀行（中国）有限公司
SMBC Capital Markets, Inc. |
|--------|--|

なお、SMB Cベンチャーキャピタル株式会社他5社は株式取得等により、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等としております。

SB Equity Securities (Cayman), Limited 他5社は清算により子会社及び子法人等でなくなったため、当連結会計年度より連結される子会社及び子法人等から除外しております。

- ② 非連結の子法人等
- | | |
|--------|----------------|
| 主要な会社名 | SBCS Co., Ltd. |
|--------|----------------|

非連結の子法人等の総資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子法人等 4社
- | | |
|--------|----------------|
| 主要な会社名 | SBCS Co., Ltd. |
|--------|----------------|
- ② 持分法適用の関連法人等 28社
- | | |
|--------|----------|
| 主要な会社名 | プロミス株式会社 |
|--------|----------|

ファミマクレジット株式会社他3社は株式取得等により、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等としております。

大和SMB Cキャピタル株式会社他7社は株式売却等により関連法人等でなくなったため、当連結会計年度より持分法適用の関連法人等から除外しております。

- ③ 持分法非適用の非連結の子法人等
- 該当ありません。

- ④ 持分法非適用の関連法人等
- | | |
|--------|--|
| 主要な会社名 | Sumitomo Mitsui Asset Management (New York) Inc. |
|--------|--|

持分法非適用の関連法人等の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。
- | | |
|-------|-----|
| 9月末日 | 2社 |
| 10月末日 | 1社 |
| 12月末日 | 55社 |
| 1月末日 | 10社 |
| 3月末日 | 85社 |

- ② 9月末日及び1月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等は3月末日現在、10月末日を決算日とする連結される子会社については1月末日現在、一部の12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、また、その他の連結される子会社及び子法人等についてはそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(4) 開示対象特別目的会社に関する事項

- ① 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要

当行は、顧客から売掛債権の金銭債権買取業務等を行う特別目的会社（ケイマン法人及び一般社団法人等の形態によっております。）12社に係る借入及びコマース・ペーパーでの資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。

特別目的会社12社の直近の決算日における資産総額（単純合算）は2,274,626百万円、負債総額（単純合算）

は2,274,424百万円であります。

なお、いずれの特別目的会社についても、当行は議決権のある出資等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

② 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等

(単位：百万円)

主な取引の 当連結会計年度末残高 (平成23年3月31日現在)		主な損益 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	
(項目)	(金額)	(項目)	(金額)
貸出金	1,592,714	貸出金利息	15,978
信用枠	593,578	役務取引等収益	1,665
流動性枠	291,991		

(5) のれんの償却に関する事項

日興コーディアル証券株式会社及び株式会社関西アーバン銀行に係るのれんは20年間の均等償却、その他については発生年度に全額償却しております。

<会計処理基準に関する事項>

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日等の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日等において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式（外国株式を含む。）については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.（1）と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く。）の評価は、時価法により行っております。

4. 減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法（ただし、建物以外については定率法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される国内子会社及び子法人等における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行並びに主要な連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

なお、当行においては、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる破綻懸念先に係る債権及び債権の全部又は一部が3か月以上延滞債権又は貸出条件緩和債権に分類された今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち与信額一定額以上の大口債務者に係る債権等については、キャッシュ・フロー見積法（DCF法）を適用し、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もり、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績率から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を特定海外債権引当額として計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店と所管審査部が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

その他の連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は795,527百万円であります。

6. 賞与引当金の計上基準
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
7. 役員賞与引当金の計上基準
役員賞与引当金は、役員（執行役員を含む、以下同じ。）への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
8. 退職給付引当金の計上基準
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。
- | | |
|----------|--|
| 過去勤務債務 | その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により損益処理 |
| 数理計算上の差異 | 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理 |
9. 役員退職慰労引当金の計上基準
役員退職慰労引当金は、役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。
10. ポイント引当金の計上基準
ポイント引当金は、「SMBCポイントパック」やクレジットカードのポイント制度等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を合理的に見積もり、必要と認める額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準
睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
12. 利息返還損失引当金の計上基準
利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備えるため、過去の返還実績等に基づく将来の返還損失見込額を計上しております。
13. 特別法上の引当金の計上基準
特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法第46条の5の規定に基づき計上しております。
14. 外貨建資産・負債の換算基準
当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式及び関連法人等株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。また、連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。
15. リース取引等に関する収益及び費用の計上基準
- (1) ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準
受取利息相当額を収益として各期に配分する方法によっております。
- (2) オペレーティング・リース取引の収益の計上基準
主に、リース期間に基づくリース契約上の収受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。
- (3) 割賦販売取引の売上高及び売上原価の計上基準
主に、割賦契約による支払期日を基準として当該経過期間に対応する割賦売上高及び割賦原価を計上しております。
16. 重要なヘッジ会計の方法
- (1) 金利リスク・ヘッジ
当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジを適用しております。
- 小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジを適用しております。
- 相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- 個別ヘッジについても、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。
- また、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してまいりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、業種別監査委員会報告第24号の適用に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間に応じ、平成15年度から最長12年間にわたって資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失の総額は999百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益の総額は960百万円（同前）であります。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

また、外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

(3) 株価変動リスク・ヘッジ

当行は、その他有価証券のうち政策投資目的で保有する株式の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

(4) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の連結される子会社及び子法人等において、繰延ヘッジ又は時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を適用しております。

17. 消費税等の会計処理

当行並びに連結される国内子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

<連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更>

1. 資産除去債務に関する会計基準

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これにより、従来の方法に比べ、経常利益は674百万円、税金等調整前当期純利益は2,991百万円減少しております。

2. 企業結合に関する会計基準等

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 最終改正平成20年12月26日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 最終改正平成20年12月26日）、「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準及び適用指針を適用しております。

<表示方法の変更>

1. 連結貸借対照表関係

(1) 前連結会計年度において、「その他負債」に含めて表示しておりました「ポイント引当金」（前連結会計年度2,542百万円）及び「利息返還損失引当金」（前連結会計年度2,416百万円）は、重要性が増加したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(2) 「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 平成22年6月30日）が平成23年3月31日以後終了する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、前連結会計年度における「評価・換算差額等合計」は当連結会計年度より「その他の包括利益累計額合計」として表示しております。

2. 連結損益計算書関係

「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成20年12月26日）に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」の一部を改正する内閣府令（内閣府令第5号 平成21年3月24日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度より「少数株主損益調整前当期純利益」の科目を表示しております。

<追加情報>

持分法に関する会計基準

「持分法に関する会計基準」（企業会計基準第16号 平成20年3月10日公表分）及び「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第24号 平成20年3月10日）が平成22年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び実務対応報告を適用しております。これによる連結財務諸表への影響はありません。

＜連結貸借対照表関係＞

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 235,206百万円
3. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及び「特定取引資産」中の商品有価証券に合計50,935百万円含まれております。
無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に差し入れている有価証券は3,032,285百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは232,420百万円であります。
4. 貸出金のうち、破綻先債権額は90,171百万円、延滞債権額は958,729百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
5. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は14,226百万円であります。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
6. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は466,459百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
7. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,529,587百万円であります。
なお、上記4. から7. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は667,310百万円であります。
9. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	2,275百万円
コールローン及び買入手形	327,259百万円
買入金銭債権	1,926百万円
特定取引資産	2,565,106百万円
有価証券	8,579,742百万円
貸出金	2,149,928百万円
リース債権及びリース投資資産	5,978百万円
その他資産（延払資産等）	1,442百万円

担保資産に対応する債務

預金	26,053百万円
コールマネー及び売渡手形	955,000百万円
売現先勘定	726,365百万円
債券貸借取引受入担保金	5,078,535百万円
特定取引負債	356,577百万円
借入金	5,105,385百万円
その他負債	3,663百万円
支払承諾	110,568百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金32,987百万円、特定取引資産177,403百万円及び有価証券20,790,338百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は95,677百万円、先物取引差入証拠金は17,298百万円、その他の証拠金等は82,195百万円あります。

10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は40,736,083百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,465,260百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

11. 当行及び一部の連結される子法人等は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

また、一部の持分法適用の関連法人等も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

当行

平成10年3月31日及び平成14年3月31日

一部の連結される子法人等及び持分法適用の関連法人等

平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

当行

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

一部の連結される子法人等及び持分法適用の関連法人等

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

12. 有形固定資産の減価償却累計額 538,875百万円

13. 有形固定資産の圧縮記帳額 66,443百万円

14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金371,232百万円が含まれております。

15. 社債には、劣後特約付社債2,160,718百万円が含まれております。

16. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は1,969,902百万円であります。

17. 1株当たりの純資産額 50,344円52銭

18. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 該当ありません

19. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債務総額 該当ありません

20. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務 Δ 921,624百万円

年金資産（時価） 852,635

未積立退職給付債務 Δ 68,988

未認識数理計算上の差異 267,169

未認識過去勤務債務（債務の減額） Δ 10,044

連結貸借対照表計上額の純額 188,136

前払年金費用 205,520

退職給付引当金 Δ 17,383

21. ストック・オプションに関する事項は下記のとおりであります。

(1) ストック・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 10百万円

(2) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

①連結される子法人等である関西アーバン銀行

(イ) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 45	役職員 44	役職員 65	役職員 174
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 238,000	普通株式 234,000	普通株式 306,000	普通株式 399,000
付与日	平成13年7月31日	平成14年7月31日	平成15年7月31日	平成16年7月30日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成15年6月29日から平成23年6月28日まで	平成16年6月28日から平成24年6月27日まで	平成17年6月28日から平成25年6月27日まで	平成18年6月30日から平成26年6月29日まで

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
付与対象者の区分及び人数(人)	役職員 183	取締役 9	取締役を兼務しない執行役員 14 使用人 46	取締役 10
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 464,000	普通株式 162,000	普通株式 115,000	普通株式 174,000
付与日	平成17年7月29日	平成18年7月31日	平成18年7月31日	平成19年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成19年6月30日から平成27年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで	平成20年6月30日から平成28年6月29日まで	平成21年6月29日から平成29年6月28日まで

決議年月日	平成19年6月28日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
付与対象者の区分及び人数(人)	取締役を兼務しない執行役員 14 使用人 48	取締役 9 取締役を兼務しない執行役員 16 使用人 45	取締役 11 取締役を兼務しない執行役員 14 使用人 57
ストック・オプションの数(株) (注)	普通株式 112,000	普通株式 289,000	普通株式 350,000
付与日	平成19年7月31日	平成20年7月31日	平成21年7月31日
権利確定条件	付されていない	付されていない	付されていない
対象勤務期間	定めがない	定めがない	定めがない
権利行使期間	平成21年6月29日から平成29年6月28日まで	平成22年6月28日から平成30年6月27日まで	平成23年6月27日から平成31年6月26日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(ロ) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数 (注)

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	104,000	138,000	222,000	325,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	12,000	—	—
失効	10,000	—	12,000	23,000
未行使残	94,000	126,000	210,000	302,000

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	451,000	162,000	115,000	174,000
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	20,000	—	—	—
未行使残	431,000	162,000	115,000	174,000

決議年月日	平成19年6月28日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	—	289,000	350,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	289,000	—
未確定残	—	—	350,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	112,000	—	—
権利確定	—	289,000	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	112,000	289,000	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

単価情報

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月27日	平成16年6月29日
権利行使価格(円)	155	131	179	202
行使時平均株価(円)	—	144	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—	—

決議年月日	平成17年6月29日	平成18年6月29日	平成18年6月29日	平成19年6月28日
権利行使価格(円)	313	490	490	461
行使時平均株価(円)	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	138	138	96

決議年月日	平成19年6月28日	平成20年6月27日	平成21年6月26日
権利行使価格(円)	461	302	193
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	96	37	51

(ハ) ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

22. 優先株式の取得

当行は、平成23年2月28日開催の取締役会において、第1回第六種優先株式に関し、当行定款第14条の規定に基づく取得を次のとおり決議し、平成23年4月1日に実施いたしました。

- (1) 取得株式の種類 第1回第六種優先株式
 - (2) 取得株式の総数 70,001株
 - (3) 取得価額の総額 210,003,000,000円
23. 連結自己資本比率(国際統一基準) 19.16%

<連結損益計算書関係>

1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「その他経常収益」には、株式等売却益26,744百万円を含んでおります。
3. 「その他の経常費用」には、貸出金償却104,533百万円、株式等償却110,282百万円及び持分法による投資損失23,518百万円を含んでおります。
4. 「その他の特別利益」は、段階取得に係る差益987百万円であります。
5. 「その他の特別損失」は、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額2,588百万円であります。
6. 当連結会計年度において、以下の資産について、回収可能価額と帳簿価額との差額を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
首都圏	共用資産 5 物件	土地、建物等	254百万円
	遊休資産 39物件		1,070百万円
	その他 3 物件		321百万円
近畿圏	営業用店舗 4 カ店	土地、建物等	69百万円
	遊休資産 42物件		3,542百万円
その他	遊休資産 5 物件	土地、建物等	13百万円

当行は、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業拠点（物理的に同一の資産を共有する拠点）をグルーピングの最小単位としております。本店、研修所、事務・システムの集中センター、福利厚生施設等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は共用資産としております。また、遊休資産については、物件ごとにグルーピングの単位としております。また、連結される子会社及び子法人等については、各営業拠点をグルーピングの最小単位とする等の方法でグルーピングを行っております。

当連結会計年度は、当行では共用資産及び遊休資産について、また、連結される子会社及び子法人等については、営業用店舗、共用資産、遊休資産等について、投資額の回収が見込まれない場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

回収可能価額は、主として正味売却価額により算出しております。正味売却価額は、不動産鑑定評価基準に準拠した評価額から処分費用見込額を控除する等により算出しております。

7. 1 株当たり当期純利益金額 4,184円89銭
8. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 4,184円07銭
9. 包括利益金額 363,689百万円

<金融商品関係>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループでは、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、クレジットカード業務、投融資業務、融資業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービスに係る事業を行っております。うち、銀行業務としては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務、金融先物取引等の受託等業務、社債受託及び登録業務、信託業務、証券投資信託・保険商品の窓口販売業務、証券仲介業務等を行っております。

これら業務に伴い、当行グループでは、貸出金、債券、株式等の金融資産を保有するほか、預金、借入金、社債等による資金調達を行っております。また、お客さまのヘッジニーズにお応えする目的のほか、預貸金業務等に係る市場リスクをコントロールする目的（以下、「ALM 目的」）や、金利・通貨等の相場の短期的な変動を利用して利益を得る目的（以下、「トレーディング目的」）で、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

①金融資産

当行グループが保有する主な金融資産は、国内外の法人向けや国内の個人向けの貸出金及び国債や社債等の債券や国内外の株式等の有価証券であります。国債等の債券については、ALM 目的のほか、トレーディング目的、満期保有目的等で保有しております。また、株式につきましては、政策投資を主な目的として保有しております。これらは、それぞれ貸出先、発行体の財務状況の悪化等に起因して当該資産の価値が減少・滅失する信用リスクや金利、為替、株価等の相場が変動することにより損失を被る市場リスク、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる市場流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

②金融負債

当行グループが負う金融負債には、預金のほか、借入金、社債等が含まれます。預金は、主として国内外の法人と国内の個人預金であり、借入金及び社債には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金や劣後特約付社債が含まれております。金融負債についても、金融資産と同様に、市場リスクのほか、市場の混乱や信用力の低下等により資金の調達が困難となる資金流動性リスクに晒されております。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

③デリバティブ取引

当行グループで取り扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利、通貨、株式、債券、商品に係る先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引及びクレジットデリバティブ取引、天候デリバティブ取引等があります。

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場リスク、取引相手の財務状況の悪化等により契約が履行されなくなり損失を被る信用リスク、市場流動性リスク等があります。これらのリスクにつきましては、後記の「(3)金融商品に係るリスク管理体制」で記載のとおり、適切に管理、運営しております。

なお、ALM 目的で取り組むデリバティブ取引については、必要に応じてヘッジ会計を適用しておりますが、当該ヘッジ会計に関するヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価方法等については、「会計処理基準に関する事項 16. 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行は、グループ全体のリスク管理に関する基本的事項を「リスク管理規程」として制定しております。同規程に基づき、グループ経営会議が「グループ全体のリスク管理の基本方針」を決定し、取締役会の承認を得る体制としております。グループ各社は、当行の定めた基本方針に基づいてリスク管理態勢を整備しており、経営企画部とともにグループ全体のリスク管理を統括するリスク統括部が、グループ各社のリスク管理態勢の整備状況やリスク管理の実施状況をモニタリングし、必要に応じて適切な指導を行うことで、グループ各社で発生する様々なリスクについて網羅的、体系的な管理を行う体制となっております。

①信用リスクの管理

当行においては、グループ各社がその業務特性に応じた信用リスクを統一的に管理すること、個別与信や与信ポートフォリオ全体の信用リスクを定量的かつ経常的に管理することなどに関する基本原則を定め、グループ全体の信用リスク管理の徹底を図っております。

(イ) 信用リスクの管理体制

当行では、信用リスク管理の基本方針等の重要な事項については、経営会議で決定のうえ、取締役会の承認を得る体制としております。

リスク管理部門においては、投融資企画部が、クレジットポリシー、行内格付制度、与信権限規程、稟議規程の制定及び改廃、不良債権管理を含めた与信ポートフォリオの管理等、信用リスクの管理・運営を統括するとともに、リスク統括部と協働して、信用リスクの計量化(リスク資本、リスクアセットの算定)を行い、銀行全体の信用リスク量の管理を行っております。また同部は、リスクの状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議や取締役会等に報告を行っております。

また、投融資企画部の部内室の CPM 室では、貸出債権の証券化等の市場取引を通じて与信ポートフォリオの安定化に努めております。

コーポレートサービス部門においては、企業調査部が、産業・業界に関する調査や個別企業の調査等を通じて主要与信先の実態把握や信用悪化懸念先の早期発見に努めるとともに、融資管理部が、主に破綻懸念先以下に区分された与信

先に対する債権の圧縮のための方策の立案、実施に努めております。

法人部門・個人部門等の業務部門においては、各部門内の所管審査部が中心となって、与信案件の審査、与信ポートフォリオの管理等を行っております。各部門においては、与信先の格付別に金額基準等を設けて与信の実行権限が定められており、信用リスクの程度が大きい与信先や与信案件については、所管審査部が重点的に審査・管理を行っております。

更に、機動的かつ適切なリスクコントロール並びに与信運営上の健全なガバナンス体制確保を目的とする協議機関として、各部門を横断する「信用リスク委員会」を設置しております。

なお、各部門から独立した監査部門が、定期的に、資産内容の健全性、格付・自己査定 of 正確性、信用リスク管理態勢の適切性についての内部監査を行い、経営会議や取締役会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ) 信用リスクの管理方法

当行では、個別与信あるいは与信ポートフォリオ全体のリスクを適切に管理するため、行内格付制度により、与信先あるいは与信案件ごとの信用リスクを適切に評価するとともに、信用リスクの計量化を行うことで、信用リスクを定量的に把握、管理しております。また、融資審査や債務者モニタリングによる個別与信の管理に加え、与信ポートフォリオの健全性と収益性の中期的な維持・改善を図るため、次のとおり適切な信用リスクの管理を行っております。

・自己資本の範囲内での適切なリスクコントロール

信用リスクを自己資本対比許容可能な範囲内に収めるため、内部管理上の信用リスク資本の限度枠として「信用リスク資本極度」を設定しております。その極度に基づき、各業務部門別のガイドラインや、不動産ファイナンスやファンド・証券化投資等といった業務別ガイドラインを設定し、定期的にその遵守状況をモニタリングしております。

・集中リスクの抑制

与信集中リスクは、顕在化した場合に銀行の自己資本を大きく毀損させる可能性があることから、特定の業種に過度の信用リスクが集中しないように管理を行うとともに、大口与信先に対する与信上限ガイドラインの設定や重点的なローンレビューの実施等を行っております。また、各国の信用力の評価に基づき、国別の与信枠を設定し、カンントリーリスクの管理を実施しております。

・企業実態把握の強化とリスクに見合った収益の確保

企業実態をきめ細かく把握し、信用リスクに見合った適正な収益を確保することを与信業務の大原則とし、信用コスト、資本コスト及び経費控除後収益の改善に取り組んでおります。

・問題債権の発生の抑制・圧縮

問題債権や今後問題が顕在化する懸念のある債権については、ローンレビュー等により対応方針やアクションプランを明確化したうえで、劣化防止・正常化の支援、回収・保全強化策の実施等、早期の対応に努めております。

・アクティブ・ポートフォリオマネジメントへの取組み

クレジットデリバティブや貸出債権の売却等により、与信ポートフォリオの安定化を目指した機動的なポートフォリオコントロールに取り組んでおります。

なお、一部のファンドに対する出資や証券化商品、クレジットデリバティブ等、間接的に社債や貸付債権等の資産(裏付資産)のリスクを保有する商品は、市場で売買されることから、裏付資産の信用リスクとともに市場リスク・市場流動性リスクを併せ持つ商品であると認識しております。こうした商品に関しては、裏付資産の特性を詳細に分析・評価して信用リスクの管理を行う一方、当該商品の市場リスク等については、市場リスク・流動性リスク管理の体制の中で、網羅的に管理しております。また、それぞれのリスク特性に応じ各種ガイドラインを設定し、損失を被るリスクを適切に管理しております。

デリバティブ取引の信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し、適切に管理しております。取引の相手方が取引を頻繁に行う金融機関である場合には、倒産等により取引相手が決済不能となった場合に各種の債権債務を一括清算することが可能となる一括清算ネットティング契約を締結するなど、信用リスクを抑制する運営を行っております。

②市場リスク・流動性リスクの管理

当行においては、リスク許容量の上限を設定し定量的な管理をすること、リスク管理プロセスに透明性を確保すること、フロント、ミドル、バックの組織的な分離を行い、実効性の高い相互牽制機能を確保することなどを基本原則として、グループ全体の市場リスク・流動性リスク管理を行っております。

(イ) 市場リスク・流動性リスクの管理体制

当行では、市場リスク・流動性リスク管理の基本方針、リスク管理枠等の重要な事項については、経営会議で決定のうえ、取締役会の承認を得る体制としております。

また、市場取引を行う業務部門から独立した前記のリスク統括部が市場リスク・流動性リスクを一元管理する体制を構築しております。同部は、市場リスク・流動性リスクの状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議や取締役会等に報告を行っております。

更に、各部門を横断する「ALM委員会」を設置し、市場リスク・流動性リスク枠の遵守状況の報告及びALMの運営方針の審議等を行っております。また、事務ミスや不正取引等を防止するため、業務部門(フロントオフィス)、管理部門(ミドルオフィス)及び事務部門(バックオフィス)それぞれの部門間での相互牽制体制を構築しております。

なお、各部門から独立した監査部門が、定期的に、これらのリスク管理態勢の適切性についての内部監査を行い、経営会議や取締役会等に監査結果の報告を行っております。

(ロ) 市場リスク・流動性リスクの管理方法

・市場リスクの管理

当行では、市場取引に関する業務運営方針等に基づき、自己資本等を勘案して定める「リスク資本極度」の範囲内で、「VaR(バリュー・アット・リスク：一定の確率の下で被る可能性がある予想最大損失額)」や損失額の上限值を設定し、市場リスクを管理しております。

なお、当行では、VaRの計測にヒストリカル・シミュレーション法(過去のデータに基づいた市場変動のシナリオを作成して損益変動シミュレーションを行うことにより最大損失額を推定する手法)を採用しており、4年間のデータに基づき、1日の相場変動によって1%の確率で起こり得る最大損失額を算出しております。

また、為替変動リスク、金利変動リスク、株価変動リスク、オプションリスクなど市場リスクの各要素については、「BPV(ベース・ポイント・バリュー：金利が0.01%変化したときの時価評価変化額)」など、各要素のリスク管理に適した指標に対して上限値を設定し、管理しております。

・市場リスクに係る定量的情報

当連結会計年度末日における当行及びその他の主要な連結される子会社のVaRの合計値は、バンキング業務(貸出金・債券等の資産、預金等の負債に係る金利・期間等のコントロールを通じて収益の極大化を図る市場業務)で474億円、トレーディング業務(市場価格の短期的な変動や市場間の格差等を利用して利益を得る市場業務)で65億円、政策投資株式(上場銘柄)の保有で1,118億円であります。

なお、これらの値は前提条件や算定方法等の変更によって異なる値となる統計的な値であり、将来の市場環境が過去の相場変動に比して激変するリスクを捕捉していない場合があります。

・流動性リスクの管理

当行では、「資金ギャップに対する極度・ガイドラインの設定」、「コンティンジェンシープランの策定」及び「流動性補完の確保」の枠組みで資金流動性リスクを管理しております。資金ギャップ極度・ガイドラインの管理を行うことで、短期の資金調達に過度に依存することを回避しているほか、緊急時に備えて資金ギャップ極度・ガイドラインの圧縮などのアクションプランを取りまとめたコンティンジェンシープランを策定しております。また、万一の市場混乱時にも資金調達に支障をきたさないよう、流動性補完として、米国債などの即時売却可能な資産の保有や緊急時借入れ枠の設定等により調達手段を確保しております。

また、市場性商品やデリバティブ取引等に係る市場流動性リスクについては、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別の取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定するなどの管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 平成23年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

なお、その他有価証券中の非上場株式等時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品(3)参照)や子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は含めておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
①現金預け金 (注)1	9,070,809	9,077,167	6,357
②コールローン及び買入手形 (注)1	850,997	851,482	484
③買現先勘定	131,104	131,145	40
④債券貸借取引支払保証金	4,699,667	4,699,667	—
⑤買入金銭債権 (注)1	1,065,093	1,071,117	6,023
⑥特定取引資産			
売買目的有価証券	3,065,502	3,065,502	—
⑦金銭の信託	19,326	19,326	—
⑧有価証券			
満期保有目的の債券	4,182,273	4,242,131	59,857
その他有価証券	34,802,458	34,802,458	—
⑨貸出金	61,959,049		
貸倒引当金 (注)1	△753,942		
	61,205,107	62,216,636	1,011,528
⑩外国為替 (注)1	1,072,850	1,076,542	3,692
⑪リース債権及びリース投資資産 (注)1	113,110	115,216	2,106
資産計	120,278,302	121,368,394	1,090,092
①預金	82,153,464	82,169,590	16,126
②譲渡性預金	8,423,123	8,422,639	△484
③コールマネー及び売渡手形	2,629,407	2,629,406	△0
④売現先勘定	726,365	726,365	—
⑤債券貸借取引受入担保金	5,712,348	5,712,348	—
⑥コマーシャル・ペーパー	337,120	337,120	—
⑦特定取引負債			
売付商品債券	1,583,112	1,583,112	—
⑧借入金	8,631,713	8,642,475	10,761
⑨外国為替	256,160	256,160	—
⑩短期社債	417,788	417,788	—
⑪社債	3,783,297	3,869,836	86,538
⑫信託勘定借	216,171	216,171	—
負債計	114,870,073	114,983,015	112,942
デリバティブ取引 (注)2			
ヘッジ会計が適用されていないもの	16,254	16,254	—
ヘッジ会計が適用されているもの	360,106	360,106	—
デリバティブ取引計	376,360	376,360	—

(注)1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、コールローン及び買入手形、買入金銭債権、外国為替並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

2. 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。なお、デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 金融商品の時価の算定方法

資 産

①現金預け金、②コールローン及び買入手形、③買現先勘定、④債券貸借取引支払保証金、⑨貸出金、⑩外国為替並びに⑪リース債権及びリース投資資産

これらの取引のうち、満期のない預け金や返済期限の定めのない当座貸越等については、当該取引の特性により、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

また、期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引についても、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、主として帳簿価額をもって時価としております。

残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の経費率を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。一部の連結される子会社及び子法人等においては、約定金利により算出した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に信用リスク・プレミアム等を加味したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。

なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの見積額の現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は連結決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

⑤買入金銭債権

買入金銭債権のうち、商品投資受益権等で市場価格があるものは、当連結会計年度末日の市場価格を時価としております。住宅ローン債権流動化に伴う劣後信託受益権については、同信託における原ローン債権等の資産評価額から優先受益権等の評価額を差し引いた価額をもって時価としております。その他の取引については、原則として⑨貸出金等と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑥特定取引資産

トレーディング目的で保有する債券等の有価証券については、原則として当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

⑦金銭の信託

金銭の信託については、原則として、信託財産である有価証券を⑧有価証券と同様の方法により算定した価額をもって時価としております。

⑧有価証券

原則として、株式（外国株式を含む。）については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均をもって時価としております。公募債等、株式以外の市場価格のある有価証券については、当連結会計年度末日の市場価格を基に算定した価額をもって時価としております。

変動利付国債については、「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第25号）を踏まえ、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定した価額をもって時価としており、国債の利回り及び同利回りのボラティリティが主な価格決定変数であります。市場価格のない私募債等については、与信先の内部格付や担保設定状況等を勘案した将来キャッシュ・フローの見積額を、無リスク金利に一定の経費率を勘案したレートにて割り引いた現在価値をもって時価としております。ただし、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については、当該債券の額面金額から、貸出金と同様に算定した貸倒見積高相当額を控除した金額をもって時価としております。また、公募投資信託については公表されている基準価格、私募投資信託等については証券会社等より入手する基準価格又は純資産価格より算定した価額をもって時価としております。

負債

①預金、②譲渡性預金及び⑩信託勘定借

要求払預金、満期のない預り金等については、期末における帳簿価額を時価とみなしてしております。また、期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、将来のキャッシュ・フローを、新規に当該同種預金を残存期間まで受け入れる際に用いるレートで割り引いた現在価値をもって時価としております。

③コールマネー及び売渡手形、④売現先勘定、⑤債券貸借取引受入担保金、⑥コマーシャル・ペーパー、⑧借入金、⑩短期社債及び⑪社債

期末時点における残存期間が6カ月以内の短期の取引については、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。残存期間が6カ月を超える取引については、原則として、将来のキャッシュ・フローを、市場における同種商品による残存期間までの再調達レートで割り引いた現在価値をもって時価としております。なお、社債については、証券会社の提示するベンチマーク債や公募劣後債の利回り情報等から算出した割引レートによって割り引いた現在価値をもって時価としております。

⑦特定取引負債

トレーディング目的で行う売付債券等については、原則として、当該債券等の当連結会計年度末日の市場価格をもって時価としております。

⑨外国為替

他の銀行から受入れた外貨預り金等満期のない預り金については、期末における帳簿価額を時価とみなしてしております。

また、外国為替関連の短期借入金等の時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額をもって時価としております。

デリバティブ取引

取引所取引については、取引所等における最終の価格をもって時価としております。店頭取引のうち、金利・通貨・株式・債券及びクレジットデリバティブについては、将来キャッシュ・フローの割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定した期末時点におけるみなし決済金額をもって時価としております。また、商品関連デリバティブ取引については、取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定した期末時点におけるみなし決済金額をもって時価としております。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
買入金銭債権	
市場価格のない買入金銭債権 (注)1	7,606
有価証券	
非上場株式等 (注)2,4	260,551
組合出資金等 (注)3,4	305,123
合 計	573,280

- (注)1. 市場価格がなく、合理的な価額の見積もりが困難である、エクイティ性の強い貸付債権信託受益権であります。
 2. 非上場株式等については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象とはしていません。
 3. 市場価格のない出資金等であります。組合等への出資のうち、組合の貸借対照表及び損益計算書を純額で取り込む方法により経理しているものについての出資簿価部分を含んでおります。
 4. 当連結会計年度において、非上場株式及び組合出資金等について14,443百万円減損処理を行っております。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	7,788,786	2,938	—	—
コールローン及び買入手形	842,638	8,998	—	—
買現先勘定	131,104	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	4,699,667	—	—	—
買入金銭債権 (注)1,2	719,424	92,134	52,493	192,499
有価証券 (注)1	13,681,632	16,870,053	5,304,366	542,866
満期保有目的の債券	165,782	3,708,714	304,400	—
うち国債	155,000	3,315,000	290,000	—
地方債	5,032	166,107	100	—
社債	4,750	226,607	8,800	—
その他	1,000	1,000	5,500	—
その他有価証券のうち満期があるもの	13,515,850	13,161,339	4,999,966	542,866
うち国債	11,517,890	7,620,372	2,944,300	—
地方債	18,033	278,781	69,793	44
社債	641,204	1,823,198	405,417	54,833
その他	1,338,722	3,438,987	1,580,454	487,988
貸出金 (注)1,2	12,727,684	21,245,380	7,844,280	11,229,004
外国為替 (注)1	1,074,722	1,685	—	—
リース債権及びリース投資資産 (注)1	16,704	40,906	12,943	13,845
合計	41,682,365	38,262,097	13,214,084	11,978,216

- (注)1. 破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものは含めておりません。当該金額の内訳は、買入金銭債権0百万円、有価証券25,089百万円、貸出金968,613百万円、外国為替616百万円、リース債権及びリース投資資産18百万円であります。
 2. 期間の定めのないものは含めておりません。当該金額の内訳は、買入金銭債権4,047百万円、貸出金7,944,428百万円であります。

(5) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金 (注)	76,964,267	4,611,853	348,749	227,549
譲渡性預金	8,254,488	168,634	—	—
コールマネー及び売渡手形	2,629,407	—	—	—
売現先勘定	726,365	—	—	—
債券貸借取引受入担保金	5,712,348	—	—	—
コマーシャル・ペーパー	337,120	—	—	—
借入金	7,748,176	502,709	225,992	154,835
外国為替	256,160	—	—	—
短期社債	417,800	—	—	—
社債	254,805	1,606,438	1,630,566	293,153
信託勘定借	216,171	—	—	—
合計	103,517,111	6,889,636	2,205,308	675,538

(注) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めております。

<有価証券関係>

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。

1. 売買目的有価証券（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△6,886

2. 満期保有目的の債券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	3,384,266	3,437,088	52,821
	地方債	159,618	162,339	2,721
	社債	237,233	243,070	5,837
	その他	4,193	4,201	8
	小計	3,785,310	3,846,700	61,389
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	379,873	378,410	△1,463
	地方債	11,899	11,860	△39
	社債	1,887	1,878	△9
	その他	12,301	12,282	△19
	小計	405,962	404,430	△1,531
合計		4,191,272	4,251,130	59,857

3. その他有価証券（平成23年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,307,543	833,759	473,783
	債券	12,349,536	12,242,117	107,418
	国債	9,468,315	9,423,084	45,230
	地方債	199,005	197,609	1,395
	社債	2,682,215	2,621,423	60,792
	その他	3,100,672	3,001,018	99,653
	小計	16,757,752	16,076,896	680,855
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	882,419	1,083,162	△200,742
	債券	13,191,763	13,223,633	△31,870
	国債	12,701,891	12,729,163	△27,271
	地方債	173,886	175,423	△1,536
	社債	315,985	319,047	△3,062
	その他	4,440,340	4,582,613	△142,273
	小計	18,514,523	18,889,409	△374,886
合計		35,272,275	34,966,306	305,968

(注) 1. 差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は1,153百万円（収益）であります。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	連結貸借対照表計上額(百万円)
株式	257,447
その他	315,833
合計	573,280

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株 式	45,800	10,652	△ 3,196
債 券	18,053,842	71,653	△ 32,572
国 債	17,690,062	69,180	△ 31,297
地方債	137,365	907	△ 633
社 債	226,414	1,566	△ 641
その他	18,645,754	152,528	△ 16,198
合 計	36,745,397	234,834	△ 51,968

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

有価証券(子会社株式及び関連会社株式を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は105,915百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

<金銭の信託関係>

1. 運用目的の金銭の信託（平成23年3月31日現在）

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	1

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成23年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	17,885	17,843	42	42	—

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

<貸貸等不動産関係>

貸貸等不動産関係について記載すべき重要なものではありません。